

課徴金制度の概要と見直しの視点

平成28年2月23日

I 課徴金制度の変遷

(課徴金制度導入)
昭和52年改正

(S52.6公布・S52.12施行)

対象行為

不当な取引制限
(価格カルテル・入札談合)

業種別算定率

	算定率
製造業	2%
卸売業	0.5%
小売業	1%
上記以外	1.5%

平成3年改正

(H3.4公布・H3.7施行)

算定率の引上げ

中小企業軽減算定率の導入

	原則	中小企業
製造業等	6%	3%
卸売業	1%	1%
小売業	2%	1%

平成17年改正

(H17.4公布・H18.1施行)

対象行為の拡大

+ 支配型私的独占,
購入カルテル

算定率の引上げ

	原則	中小企業(注)
製造業等	10%	4%
卸売業	2%	1%
小売業	3%	1.2%

(注)支配型私的独占には適用されない。

平成21年改正

(H21.6公布・H22.1施行)

対象行為の拡大

+ 排除型私的独占,
共同の取引拒絶
不当廉売・差別対価
再販売価格の拘束
優越的地位の濫用

		製造業等	卸売業	小売業
不当な取引制限(注)		10% (4%)	2% (1%)	3% (1.2%)
私的独占	支配型	10%	2%	3%
	排除型	6%	1%	2%
不正な取引方法	不当廉売等の4類型	3%	1%	2%
	優越的地位の濫用	1%		

(注)括弧内の数字は中小企業に対するもの。

主導的事業者:5割増し

課徴金減免制度の拡充

- ・適用事業者数の拡大→最大5社
- ・同一企業グループによる共同申請

除斥期間の延長:5年

対象

算定率

加減算

その他

裾切り額:20万円未満

除斥期間:3年

裾切り額の引上げ:50万円未満

課徴金対象期間の限定:3年以内

裾切り額の引上げ:100万円未満

繰返し違反行為:5割増し

早期離脱:2割減

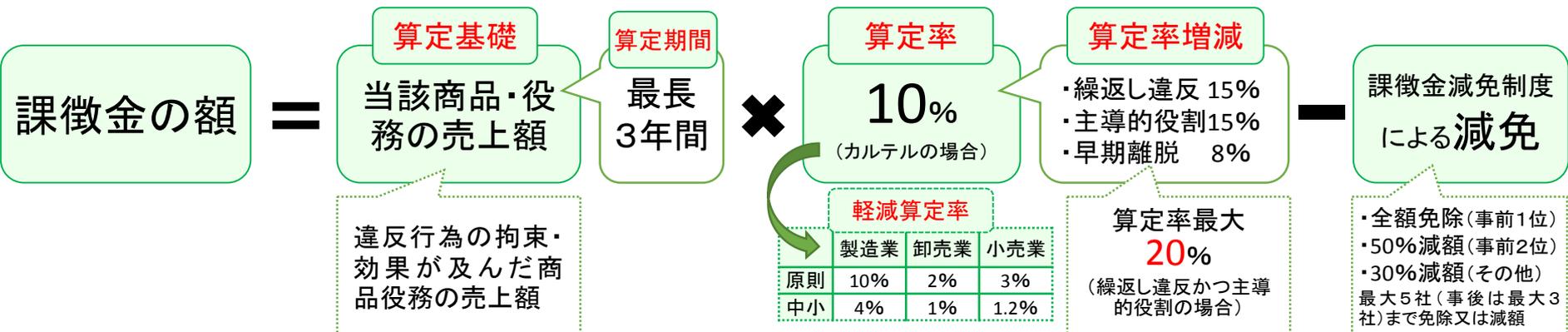
課徴金減免制度の導入

- ・最大3社まで課徴金を減免

Ⅱ 現行の課徴金制度

※詳細は資料編1を参照。

◆ 我が国における課徴金制度は、法定された算定方式に従って一律かつ画一的に算定・賦課するもの。



◆ 刑事罰

	自然人	法人
不当な取引制限, 私的独占, 事業者団体の禁止行為違反	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以下の懲役 ・500万円以下の罰金 	5億円以下の罰金(注1)(注2)
検査妨害等(注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以下の懲役 ・300万円以下の罰金 	300万円以下の罰金

(注1) カルテル・私的独占等の違反行為を行った事業者に対しては、課徴金と併せて刑事罰が科され得る。

(注2) 課徴金と併せて科される場合には、罰金額の2分の1を課徴金から控除。

(注3) 検査妨害等に対する刑事罰は現在まで適用事例なし。

Ⅲ 現行課徴金制度の問題点

➤ 法定された算定方式に従って一律かつ画一的に算定・賦課する制度であるため、経済活動のグローバル化・多様化・複雑化等の進展に対応し、事案に即して違反行為に対応した適正な課徴金の額を柔軟に算定・賦課できない。

※詳細は資料編3を参照。

➤ 我が国制度には、諸外国において広く導入されているような、事業者が当局の調査に協力するインセンティブ及び調査への非協力・妨害へのディスインセンティブを確保する仕組みが存在せず、事業者が調査協力を行ったとしても、課徴金の額は減額されない。

※詳細は資料編4を参照。

➤ 経済活動のグローバル化が進展する中、事業者の円滑な事業活動に資するためには、ルールの国際的収れんが重要であるところ、我が国の課徴金制度は主要な諸外国制度と比べて整合性に欠けている。

※詳細は資料編5～7を参照。

IV 諸外国における標準的な制裁金等の制度の特徴

※詳細は資料編5, 6を参照。

算定基礎

- 制裁金等の算定の基礎となる売上額の範囲を柔軟に認定することができる。
- 自国内で売上げが生じなかった場合等であっても、当局が適切と考える他の数値をもって代替することができる。

算定期間

- 制裁金等の対象となる違反期間の上限はない。
- 例えば、EUでは、違反期間の最終年度の売上額に違反行為期間を乗じるといった簡便な算定方法が用いられている。

算定率

- 算定率は、一定の範囲において、当局が事案(行為類型等違反行為の重大性の程度等)に応じて定めることができる。

加減算要素

- 違反行為の重大性、事業者の支払能力、調査協力や調査非協力・妨害等の様々な事情を考慮して制裁金等の額を加算・減算することができる。
- 加減算の幅は、当局が事案に応じて定めることができる(上限が定められている場合が多いが、EUにおける調査協力・非協力の加減算幅等、制限が明示的に定められていない例もある。)

制裁金等減免

- 減額率は、一定の範囲において、事業者が提出した証拠の価値や調査協力の度合い等に応じて当局が定めることができる。
- 減免制度を利用する事業者は、当局の調査に対して全面的かつ継続的な協力義務を負う。

和解手続等

- EUでは、当局が和解に適する事案であるかを判断した上で協議を開始し、事業者が違反行為に係る事実認定及び処分内容を争わないことを申し出て、当局が合意した場合には、行政処分に係る手続を簡略化するとともに、制裁金の減額が行われる。
- 米国では、被告人が罪状を認めること等により求刑の軽減等が行われる(司法取引)。

V 制度見直しの視点

- 前記Ⅳのように、諸外国における標準的な制裁金等の制度においては、当局が事案に応じて様々な事項(違反行為の重大性、事業者の支払能力、調査への協力・非協力程度等)を勘案して、当局の裁量により違反行為に対応した適正な水準の額を決定する仕組みが採用されているため、前記Ⅲのような問題は基本的に生じていない。
- このため、我が国においても、諸外国における標準的な制裁金等の制度を参考としつつ、我が国の法体系との整合性を踏まえて、課徴金制度の在り方を見直すべきではないか。

VI 見直しの制約となる問題点等

※詳細は資料編8～11を参照。

法制上の問題点

- 国家が行政手続により課徴金を課することができる根拠
- 二重処罰の禁止(憲法第39条)に抵触しない課徴金の在り方
- 現行課徴金の性格から導かれる課徴金の水準及び行政当局の裁量の限界
- 行政の一般原則に係る適切な統制(比例原則, 平等原則, 予見可能性・透明性の確保等)
- 他法令制度との整合性

等

政策上の考慮要素

- 機動的な課徴金の算定・賦課
- 経済活動や企業形態の更なるグローバル化・多様化・複雑化等といった経済・社会環境の不断の変化にも対応し得る制度
- 法人処罰の必要性
- 新たな制度に応じた手続保障の在り方

等